

設 計 図 書

(起工)

工事 (業務)
番 号

7壺上水第117号

工事 (業務)
名

勝本地区水道施設清掃業務

工事 (業務)
場 所

壺岐市 勝本町内

長崎県壺岐市

工事数量総括表

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 摘要
諸経費一律01	1	式			K0002
直接業務費	1	式			P10000
配水池等清掃	1	式			X000000
明神高区配水池	1	回			M0001
明神低区配水池	1	回			M0002
桜木中継ポンプ所	1	回			M0003
湯本配水池	1	回			M0004
立石配水池	1	回			M0005
嶋ノ神配水池	1	回			M0006
西部配水池	1	回			M0007
山崎浄水場	1	回			M0008
除草作業	1	式			X000000
除草作業	1	式			M0015
諸経費	1	式			Q90000
業務価格	1	式			H00400
消費税等相当額	1	式			Q00401
合計					Q00402

壱岐市水道施設清掃業務仕様書

この仕様書は、壱岐市水道事業の水道施設(配水池・中継ポンプ井・浄水場等)に関わる清掃等整備について、必要な事項を定めるものとする。

1. 本業務は、法令等の定めによるほか仕様書に基づき、監督職員の指示のもと、誠意をもって迅速に実施すること。
2. 本業務の施工にあたり、受注者は建設業法、労働基準法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法、その他関係法規を遵守し、事故を起こさないよう十分に注意すること。
3. 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知するものとする。
 - (1) 業務責任者は、貯水槽清掃作業監督者講習会の課程を修了した者を定めること。
 - (2) 受注者又は業務責任者は、本業務の実施に際しては、適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
4. 事故等緊急非常事態が発生したときは、人命救助を最優先にするとともに、速やかに関係方面へ連絡し、監督職員へ事情を詳しく報告するとともに、その指示を受けるものとする。
5. 基本事項について、次の各号のとおり定める。
 - 1) 作業開始前、施設の状況を十分把握し、清掃箇所を確認して作業機材・工程を検討し、浄水工程の支障、断水等の給水事故が無いよう配慮すること。
 - 2) 作業する者は全員、検便検査を受け赤痢菌・サルモレラ菌・腸チフス・パラチフスの陰性の結果書(写)を提出し、清掃作業は、清潔な作業衣、保安帽、ゴム長靴、手袋等を着用すること。
 - 3) 作業開始前・作業中・作業後、状況により関係者へ説明を行うこと。
 - 4) 水道施設の清掃に伴う排水は、放流先の状況を調査し、支障が生じないようにすること。
 - 5) 本業務の着工前・清掃後並びに進捗状況を工程毎に撮影し業務記録写真として提出すること(着工前・清掃後は特に鮮明に撮ること)
6. 清掃作業にあたり、次の各号に留意し、実施するものとする。
 - 1) 配水池等の内部は、原則、高圧洗浄水で清掃する。ただし、池内の状況により別の方法をとる場合は監督職員の指示に従うこと。
 - 2) バルブ類・計測器具類の錆、付着物等は、手作業により除去する。ただし、錆コブ等の除去により配管に悪影響が出る可能性がある場合は監督職員の指示に従うこと。
 - 3) 清掃後の処理水・濁り水は、水中ポンプ等により清掃排泥槽等へ排水すること。
 - 4) 管理施設、施設敷地等の清掃・除草等作業を行い、雨水の流入防止に配慮すること。
 - 5) 清掃後、適度の塩素浄水により池内の内部消毒を実施すること。

7. 点検業務

- 1) 清掃作業中、塩素等によるコンクリートの劣化が見受けられる箇所、バルブ類等の損傷・不具合箇所を点検し、報告すること。
- 2) 水道施設全体の損傷、不具合等について報告すること。